様式第１号（第４条関係）

保険	兄妹	口座	利用
有・無・済	有・無 （　年　）	有・無	通年 春・夏・冬
名簿	決定通知	児童クラブ	

冬

児童クラブ入級申請書

年　　月　　日

牛久市教育委員会教育長　様

〒300-12□□

保護者 住　　所

氏　　名

電話番号

牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例第８条の規定に基づき、児童クラブへの入級を申請いたします。

入級 児童クラブ名			
フリガナ		性別	男・女
児童氏名			
生年月日	年　月　日生	学校名	学校
健康状態	※お子様の健康状態で気になるところがありましたら教えてください。	学年・組 ※新年度の申請は学年のみご記入ください	年　組
既往歴	※病歴、疾患名、治療法、薬の副作用やアレルギーなど	担任氏名	
入級希望期間	新学期から（４月１日から）	長期休暇のみ（~~夏休み~~・冬休み・~~春休み~~）	年度途中から（　月　日から）
延長開級時間の利用希望の有無	有・無	土曜日の利用希望の有無	有・無
延長開級・土曜開級の利用希望の理由等について裏面に記入すること			

	氏名	年齢	続柄	勤務先名	帰宅時間
家族構成					

	氏名・名称	続柄・関係	電話番号
緊急連絡先			

延長開級・土曜開級の利用希望の理由について

※主にお迎えに来る人のことを記入する

勤務所在地	
勤務時間	時　分から　時　分まで
通勤方法	
通勤時間	
延長開級時間の利用希望の理由	
土曜勤務の時間	時　分から　時　分まで
土曜開級時間の利用希望の理由	

スポーツ安全保険の申込希望の有無（有・無）※どちらかに○印

＜公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険内容について＞

児童クラブでは、事故などを起こさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。児童クラブの活動時間中の万一の事故等の備えとして、希望する方には公益財団法人スポーツ安全協会が取り扱うスポーツ安全保険に加入していただきます。
※スポーツ安全保険に加入しない場合は、万が一の事故等に備え、個人でその他の保険に加入するなどの対応をお願いします。

（1）補償の種類と内容（加入区分：A1）

種類	適用範囲	補償額（令和7年度時点）
傷害保険	急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、通院。 ※通院は最大30日分、入院は最大180日分が限度となる。	通院：1,500円/日 入院：4,000円/日 後遺障害：4,500万円（最高） 死亡：3,000万円
賠償責任保険	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害。	対人・対物賠償合算 1事故5億円（最高） ただし、対人賠償は 1人1億円（最高）
突然死葬祭費用保険	突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用。	180万円

なお、対象となる事故の範囲は以下のとおりです。
① 団体への入会日から年度末までの事故
②「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

（2）保護者等負担額４００円/年（年間掛金は８００円ですが、市が半額の４００円を負担します。）

（3）保護者負担額の納付方法

利用初月に1度、児童クラブ負担金登録口座から400円加算して引き落としとなります。

＜留意事項チェック　１１項目＞

児童クラブは、共働きや家族の介護・看護などの理由により家庭が留守であるため、学校から帰宅した際に保護者等（祖父母等を含む。以下「保護者等」という。）からの保育に欠ける児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的としています。

つきましては、事業の目的を理解し、制度を適正に利用していただくため、次の確認内容をよく読んでいただき、チェック欄の「□」に「レ」印を記入してください。

制度の適正な運用にご理解とご協力をお願いいたします。

○適正な利用決定をするために

No.	確認内容	チェック欄
1	保護者の労働等の理由で、真に家庭で保育を受けることができない児童のために開設されているものであることを理解して、児童クラブを利用すること。	□ 承知しました。
2	祖父母や親せき等による保育が可能であるかどうかを考慮するなど、児童クラブの利用（公助）の前に自助、共助による方法を検討すること。	□ 検討しました。
3	入級申請書類等の確認のために就労先や家庭の状況確認などを教育委員会等が確認する場合があること。	□ 承知しました。

○保護者等及び児童クラブが児童を大切に保育するために

4	児童の健康状態その他の理由により、保護者等へ直接または就労先等を通じて連絡することがあること。	□ 承知しました。
5	健康状態や普段の生活の様子等を確認するため、当該児童が通う小学校や保育園等へ連絡する場合があること。	□ 承知しました。
6	保護者等は、できるだけ早く帰宅し、宿題の確認の他、学校での出来事等について話を聞くなど、児童との関わりを大切にすること。	□ 承知しました。

○児童クラブを適正に運営するために

7	利用時間を厳守し、午後７時までには必ず児童を迎えに来ること。	□ 承知しました。
8	児童クラブ負担金は、納期限に必ず口座振替により支払うこと。口座振替できなかった場合は、納付書により市が指定する期限までに必ず納付すること。	□ 承知しました。
9	児童クラブ負担金の還付が発生した際、振込先は児童クラブ負担金の引落口座とします。未納がある場合には、未納分へ還付金を充当させていただきます。	□ 承知しました。
10	利用できる要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく児童クラブ退級届出書を提出すること。	□ 承知しました。
11	その他、保護者等は、児童クラブの適正な運営に協力すること。	□ 承知しました。

≪ 承　諾　書 ≫※ご確認の上、署名・押印してください。

以下のような場合には、入級許可の取消し・退級の勧奨・他施設への移行等の相談があることについて、承諾します。

●家庭で保育ができるなど資格要件に該当しなくなったとき
●申請書や就労証明書の内容に偽りが判明した場合
●児童クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合

【例】
・無断欠席が続く場合
・休級が続き利用がない場合
・出席日数が著しく少ない場合
・19時までのお迎えに間に合わない場合
・負担金の滞納が続く場合
・他の児童や支援員への暴力、迷惑行為が続く場合
・児童クラブ外に無断で突発的に出ていくなど危険な行為が続く場合
・支援に複数の支援員を要し、基準人数の支援員で対応できない場合
・故意に施設・備品等の損壊等を行う場合

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印